

資料提供
令和3年5月23日
担当：広島県対策本部

直通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月21日(金)及び22日(土)に、新型コロナウイルス感染症の患者が34例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内9618～9651例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【発生数】 9市5町で、10歳未満～70代 計34人
- 【症状等の度合】 中等症1(50代1人)、軽症26、症状なし7
- 【入院等の状況】 入院中1、宿泊療養中9、調整中24
- 【他事例との関連】 濃厚接触者13、接触あり11、調査中10
- 【県外往来等※】 あり5

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市			1	1	1		1				4
大竹市						1					1
竹原市	2		1	1	1	2					7
府中町			1		2						3
熊野町			1								1
安芸高田市					1						1
北広島町			1								1
三原市					1						1
世羅町	1						1	1			3
尾道市			1				1				2
神石高原町		1									1
府中市			1								1
東広島市			5		2						7
庄原市						1					1
合計	3	1	12	2	8	4	3	1			34

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者(勤務形態によっては執務室内の定員)を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。